

4 文科初第 969 号
令和 4 年 7 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について
(通知)

この度、別添 1 のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 24 号）」（以下「改正省令」という。）が公布され、別添 2 のとおり「教職課程認定基準」（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 3 のとおり「教職課程認定審査の確認事項」（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）が、別添 4 のとおり「特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方」（令和元年 12 月 12 日課程認定委員会決定）が改正されました。また、別添 5 のとおり、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（令和 4 年 7 月 27 日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）が策定されましたので、御連絡します。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正等の趣旨

令和 3 年 1 月 25 日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年 1 月 26 日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築

を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられた。

これらの会議において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、

・教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること

・見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること

等が提言された。

この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「施行規則」という。）第7条第1項（特別支援教育に関する科目の単位の修得方法）等を一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって必要となる内容等を規定するものである。

併せて、文部科学省の下に令和3年10月に設置された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」及び同会議の下に設置された「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」における検討を踏まえ、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定するものである。

また、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、施行規則第5条等の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うものである。

第2 改正等の要点

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第3号関係）。
- ② 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第4号関係）。
- ③ 第3欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第5号関係）。
- ④ 令和6年3月31日において課程認定大学または教員養成機関に在学している者が、これらを卒業するまでに改正前の施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により旧規則第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位を修得する場合又は同日までに旧規則の規定により同科目の単位を修得した場合は、当該単位を改正後の施行規則（以下「新規則」という。）第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位とみなすこと（改正省令附則第2項関係）。

(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う規定の整備

- ① 高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うこと（施行規則第5条第1項、第9条、第10条及び第65条の8関係）。
- ② ①の施行日（公布日である令和4年7月28日）において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに旧

規則の規定により総合的な学習の時間の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日において免許法認定講習・公開講座・通信教育の課程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を新規に規定する総合的な探究の時間の指導法等に関する科目の単位とみなすこと（改正省令附則第3項関係）。

2 教職課程認定基準等の改正

1の改正に伴い、教職課程認定基準等について、以下のとおり改正する。

(1) 教職課程認定基準

第3欄に掲げる「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に含むべき事項の改正に伴う改正（教職課程認定基準4-5（3））。また、1（2）①の改正を踏まえ、高等学校等に係る「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改正するもの（教職課程認定基準4-4（5）ii）等）。

(2) 教職課程認定審査の確認事項

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴い、審査の確認の観点として、本コアカリキュラムを追加するもの（教職課程認定審査の確認事項2（7））。

(3) 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

本コアカリキュラムの策定に伴い、教育課程（シラバス）についての審査の考え方を削除するもの。また、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に係る取扱いについて、特別支援学校の設置状況等を踏まえ、削除するもの。

3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムは、1種免許状の取得に必要な単位を念頭に以下のとおり構成されている。

(1) 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

(2) 特別支援教育に関する科目

教職課程の第1欄から第3欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として整理している。

① 【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目

② 【第2欄】特別支援教育領域に関する科目

- ・ 視覚障害者に関する教育の領域
- ・ 聴覚障害者に関する教育の領域
- ・ 知的障害者に関する教育の領域
- ・ 肢体不自由者に関する教育の領域
- ・ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域

③ 【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

- ・ 発達障害者に関する教育の領域
- ・ 重複障害者に関する教育の領域

第3 施行期日等

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行日は令和6年4月1日とすること。ただし、第2の1(2)①については、公布の日から施行すること(改正省令附則第1項)。

また、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく教職課程については、大学において点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月には、特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する全ての大学において、新たな教職課程を開始すること。

第4 留意事項等

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むことについて(施行規則第7条第1項表の備考第4号関係)

特別支援学校においては、学校教育法施行規則第126条第1項、第127条第1項及び第128条第1項の規定により、原則、小学校等に準じた教育課程が編成されているが、知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校(以下、「知的障害の特別支援学校」という。)においては、同規則第126条第2項(小学部)、第127条第2項(中学部)及び第128条第3項(高等部)により各教科等が別に規定されており、特に示す場合を除き、全ての児童生徒に履修させるものとされている。また、同規則第130条第2項により、知的障害又は重複障害のある児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることとされている。

知的障害の特別支援学校において、同規則第130条第2項の規定に基づき、各教科等を合わせた指導を行う際に、各教科等の目標及び内容への意識が不十分なまま指導が行われることのないよう、各学校には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、各教科等の一部を合わせるのか、又は全部を合わせるのかを含め、その各教科等を合わせた指導の在り方について、カリキュラム・マネジメントの趣旨を踏まえて十分検討することが求められている。

今般の改正は、この趣旨を教職課程において反映するため、知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目において、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を取得する際の教職課程において履修する「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容との関連を図りつつ、知的障害者に関する教育の領域の特性を踏まえたカリキュラム・マネジメントが取り扱われるよう、新たに規定したものである。特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、こうした規定の趣旨も踏まえ適切に当該科目を開設されたいこと。

- ② 単位の修得方法に係る取扱いについて

今般の単位の修得方法に係る改正については、新たに特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第7条第1項)のみならず、免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)の追加の定めを受けようとする場合(施行規則第7条第4項及び第6項)又は特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第64条第1項の表備考第1号、同条第2項の表備考

第3号)に、修得を必要とする施行規則第7条第1項の表備考第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位についても適用されること。

なお、この場合であっても、旧規則に基づき修得した第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位については、新規則の同科目の単位とみなすこととしている(第2、1(1)④)ことから、本改正前に取得した単位を、免許状の新教育領域の追加の定めを受ける場合等に必要な単位に充てることは可能であること。

- (2) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく新たな教職課程の認定手続は、令和6年度開設の申請から適用されること。また、教職課程認定申請を行わない大学においては、科目等の変更届の提出により、手続を行うこと。なお、本件に関する説明会を本年9月頃に開催(web開催)する予定であること。詳細は、本年8月中に別途連絡する予定であること。

2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

(1) 「自立活動」について

第1欄の科目の「特別支援教育に関する制度的事項」にある「自立活動」の内容と、第2欄の科目で示している「自立活動」の内容との関連について、十分留意すること(別添5-4の「例1」を参照)。

(2) 欄間の考え方について

本コアカリキュラムは、必要最低限の内容を示したものであり、法令上、複数の障害を併せ有する者に関する教育については第3欄に示しているが、例えば、第2欄の教育課程及び指導法と第3欄の複数の障害を併せ有する者に関する教育とを関連させた授業の実施を妨げるものではないこと(別添5-4の「例2」を参照)。

(3) その他

本コアカリキュラムで示している内容に関する参考資料として、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」等の審議の過程で議論された内容を別添5-2で補足事項として示している。また、欄間の関係については各欄・科目の概観図を別添5-3において示している。加えて、欄間で関連する事項の取扱いの考え方は、別添5-4に例示している。

なお、これらの資料は教職課程認定審査の確認事項2(7)③において掲げる「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」には含まれるものではないこと。

(添付資料)

- ・別添1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(令和4年文部科学省令第24号)
- ・別添2 教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)の改正(新旧対照表)
- ・別添3 教職課程認定審査の確認事項(平成13年7月19日課程認定委員会決定)の改正(新旧対照表)
- ・別添4 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方の考え方(令和元年12月12日課程認定委員会決定)の改正(新旧対照表)
- ・別添5-1 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム(令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定)
- ・別添5-2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム補足事項
- ・別添5-3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連 概観図

- ・別添 5 - 4 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（欄間で関連する事項についての取扱いの例）

（参考 URL）

- ・文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

〔担当〕

（今般の改正等の趣旨、その他に関すること）

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係
03-5253-4111（内線 3193） E-mail: tokubetu@mext.go.jp

（教員免許に関すること）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 免許係
03-5253-4111（内線 3968, 3969） E-mail: menkyo@mext.go.jp

（教職課程に関すること）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教職課程認定係
03-5253-4111（内線 2453, 2451） E-mail: kyo-men@mext.go.jp

○文部科学省令第二十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第三条の二第一項第七号、第五条の二第二項、別表第一備考第一号、別表第二及び別表第二の二の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十八日

文部科学大臣 末松 信介

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条 [略]

[略]

備考

一～四 [略]

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ～ハ [略]
六～十五 [略]

2～4 [略]

第五条 [略]

最低修得単位数

[略]	[略]	第一欄	最低修得単位数
[略]	[略]	第二欄	
[略]	[略]	第三欄	
総合的情報生教育進 別育通信徒相談路 的活の技術指(力指)	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第四欄	
[略]	[略]	第五欄	
[略]	[略]	第六欄	

改正前

第二条 [同上]

[同上]

備考

一～四 [略]

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ～ハ [同上]
六～十五 [同上]

2～4 [同上]

第五条 [同上]

最低修得単位数

上 [同]	上 [同]	第一欄	最低修得単位数
上 [同]	上 [同]	第二欄	
上 [同]	上 [同]	第三欄	
総合的情報生教育進 別育通信徒相談路 的活の技術指(力指)	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第四欄	
上 [同]	上 [同]	第五欄	
上 [同]	上 [同]	第六欄	

第七条 [略]

[略]

備考

一 [略]

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号及び次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ・ロ [略]

三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

六・七 [略]

2 5 8 [略]

第九条 [略]

第七条 [同上]

[同上]

備考

一 [同上]

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ・ロ [同上]

「号を加える。」

「号を加える。」

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四・五 [同上]

2 5 8 [同上]

第九条 [同上]

第一欄	最低修得単位数				
第二欄					
第三欄					
第四欄					
第五欄					
第六欄					

第一欄	最低修得単位数				
第二欄					
第三欄					
第四欄					
第五欄					
第六欄					

[略]	[略]	第一欄	最低修得単位数	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	第二欄		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	第三欄		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
道徳、 教育の 生徒 教育相	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	第四欄		道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	時間並 びに特 別活動 に関する 内容	の活用 を含む。 （む）	的基礎 に関する 知識を含 む。（む）	的基礎 に関する 知識を含 む。（む）	的基礎 に関する 知識を含 む。（む）	的基礎 に関する 知識を含 む。（む）
[略]	[略]	第五欄		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	第六欄		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第十条 [略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[同]	[同上]	第一欄	最低修得単位数	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	
[同上]	[同上]	第二欄		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	第三欄		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
道徳、 教育の 生徒 教育相	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	第四欄		道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	時間並 びに特 別活動 に関する 内容	の活用 を含む。 （む）	的基礎 に関する 知識を含 む。（む）	的基礎 に関する 知識を含 む。（む）	的基礎 に関する 知識を含 む。（む）	的基礎 に関する 知識を含 む。（む）
[同上]	[同上]	第五欄		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	第六欄		[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

第十条 [同上]

[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

附 則

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則第五条、第九条、第十条及び第六十五条の八の改正規定は公布の日から施行する。

2 令和六年三月三十一日において教育職員免許法（以下この項及び次項において「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学（次項において「課程認定大学」という。）若しくは免許法別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでにこの省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第七条の規定（同条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十八条及び第六十四条第一項の表備考第一号の規定を含む。以下「旧修得規定」という。）の適用により旧規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに旧修得規定の適用により同表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第一若しくは別表第七の規定により特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合、免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受ける場合又はこの省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」とい

う。)の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧修得規定の適用により修得した旧規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位は、新規則第七条の規定(同条に定める修得方法の例にならうものとする新規則第十八条及び第六十四条第一項の表備考第一号の規定を含む。)の適用により修得した新規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位とみなす。

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日において課程認定大学、免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関若しくは免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている栄養教諭の教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの、同日において免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、同欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第一から別表第八、附則第五項、附則第九項又は附則第十七項の規定により高等学校の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭

の普通免許状の授与を受けられる場合にあつては、旧規則第五条第一項に規定する教科及び教職に関する科目の単位、旧規則第九条に規定する養護及び教職に関する科目の単位又は旧規則第十条に規定する栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位のうち、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄
	新規則に規定する科目	旧規則に規定する科目
高等学校 教諭	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な探究の時間の指導法に限る。）	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に限る。）
養護教諭	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道德、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並	道德、総合的な学習の時間及び特別活動に關

	<p>栄養教諭</p>	<p>びに特別活動に関する内容に限る。）</p>
<p>道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道德、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）</p>	<p>道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道德、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）</p>	

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>4-4 高等学校教諭の教職課程の場合 (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。 <u>ただし、※の専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合 (1) (略)</p> <p>(2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、<u>第2欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならず、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。</u></p> <p>(3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、<u>第3欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。</u> <u>なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、言</u></p>	<p>4-4 高等学校教諭の教職課程の場合 (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。</p> <p>4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合 (1) (略)</p> <p>(2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならず、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。</p> <p>(3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（<u>当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含む。</u>）については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。</p>

語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。

(4) (略)

4-6 養護教諭の教職課程の場合

(1) ~ (2) (略)

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) の表に定めるとおりとする。

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人以上
- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人以上

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(1) ~ (2) (略)

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-6 (3) ii)に定めるとおりとする。

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

(1) (略)

(4) (略)

4-6 養護教諭の教職課程の場合

(1) ~ (2) (略)

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(1) ~ (2) (略)

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-3 (5) ii)に定めるとおりとする。

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

(1) (略)

(2)

ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭においては総合的な探究の時間の指導法。養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に係る部分に限る。）

② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）

③ 生徒指導の理論及び方法

iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

1.3 その他

(1) 本基準は、令和6年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

(削除)

(2)

ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）

② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）

③ 生徒指導の理論及び方法

iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

1.3 その他

(1) 本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3(3)については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

(2) 施行規則附則第7項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項」による場合の当該「教科に関する専門的事項」

<p>(2) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。</p>	<p><u>に係る教育課程及び教員組織については、平成30年度までの教職課程認定基準(平成27年11月24日一部改正)に規定する教科に関する科目の基準によるものとする。</u></p> <p>(3) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。</p>
---	--

教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）の改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>2 教育課程関係</u></p> <p>(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。</p> <p>① 教職課程コアカリキュラム (令和3年8月4日 教員養成部会決定)</p> <p>② 外国語（英語）コアカリキュラム (文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)</p> <p>③ <u>特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム</u> <u>(令和4年7月27日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定)</u></p>	<p><u>2 教育課程関係</u></p> <p>(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。</p> <p>① 教職課程コアカリキュラム (令和3年8月4日 教員養成部会決定)</p> <p>② 外国語（英語）コアカリキュラム (文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)</p>

特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方（課程認定委員会決定）の改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>担当教員の業績及び実績の考え方</p> <p>1. 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」について</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 教員の業績には、教育職員免許法施行規則に規定された五つの特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者）を包含するような業績（五つの領域それぞれの専門業績を網羅する必要はなく、特別支援教育に係る概論的な業績であれば良い。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした研究業績である必要がある。）があれば、担当「可」とする。</p> <p>(2) 医療・福祉関係のみの業績は、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の1人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。</p>	<p>「特別支援教育の基礎理論に関する科目」について</p> <p>1. 教育課程（シラバス）の考え方</p> <p>(1) 特別支援教育に係る、【心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念】、【教育に関する歴史及び思想】、【心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項】に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。</p> <p>(2) 授業計画の中に「自立活動」を概観する内容を含めることが必要である。</p> <p>2. 担当教員の業績及び実績の考え方</p> <p>(1) 教育職員免許法施行規則に規定された五つの特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者）を包含するような業績（五つの領域それぞれの専門業績を網羅する必要はなく、特別支援教育に係る概論的な業績であれば良い。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした研究業績である必要がある。）があれば、担当「可」とする。</p> <p>(2) 医療・福祉関係のみの業績は、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の1人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。</p>

2. 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」について

(削除)

- (1) 教員は担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である(重度・重複障害のみの業績では原則として認められない)。
- (2) 一人の教員が生理と病理を担当する場合には、生理又は病理に関するいずれかの業績があれば、担当「可」とする。
- (3) 一人の教員が心理、生理、病理全てを担当する場合には、心理に加え、生理又は病理の業績があれば、担当「可」とする。

3. 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について

(削除)

- (1) 教員は担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である(重度・重複障害のみの業績では原則として認められない)。
- (2) 自立活動の業績のみを有する教員は、「自立活動」の内容のみ担当

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」について

1. 教育課程(シラバス)の考え方

- (1) 各特別支援教育領域について、心理、生理、病理それぞれの内容を含んだ授業計画を構成していることが必要である(障害特性に応じて心理、生理、病理の重点が異なることはかまわないが、教員養成の基礎的な学修を行う必修科目については、特定の内容に偏ることは適切ではない)。

2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- (1) 担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である(重度・重複障害のみの業績では原則として認められない)。
- (2) 一人の教員が生理と病理を担当する場合には、生理又は病理に関するいずれかの業績があれば、担当「可」とする。
- (3) 一人の教員が心理、生理、病理全てを担当する場合には、心理に加え、生理又は病理の業績があれば、担当「可」とする。

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について

1. 教育課程(シラバス)の考え方

- (1) 授業計画の中に「自立活動」の内容を含めることが必要である。

2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- (1) 担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である(重度・重複障害のみの業績では原則として認められない)。
- (2) 自立活動の業績のみを有する教員は、「自立活動」の内容のみ担当

することができる。「教育課程」及び他の「指導法」の内容については、教育課程及び指導法についての業績を有する教員が担当し、複数又はオムニバスとすることが必要である。

4. 「心理、生理、病理」と「教育課程及び指導法」を合わせた科目」について

(削除)

- (1) 教員の業績は、心理、生理、病理及び教育課程、指導法全てを網羅する必要はなく、当該領域に関する業績が確認できれば担当「可」とする。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした業績である必要がある。

なお、授業内容に明らかな偏り（指導法が大半を占めているなど）がある場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切であり、その場合、担当教員は当該区分の内容に対応した業績が必要である。

(削除)

することができる。「教育課程」及び他の「指導法」の内容については、教育課程及び指導法についての業績を有する教員が担当し、複数又はオムニバスとすることが必要である。

「心理、生理、病理」と「教育課程及び指導法」を合わせた科目」について

1. 教育課程（シラバス）の考え方

- (1) 当該特別支援教育領域に係る全般的な概論の科目として構成されている必要がある。「心理、生理、病理」又は「教育課程及び指導法」のいずれかに偏った内容である場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切である。

2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- (1) 心理、生理、病理及び教育課程、指導法全ての業績を網羅する必要はなく、当該領域に関する業績が確認できれば担当「可」とする。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした業績である必要がある。

なお、授業内容に明らかな偏り（指導法が大半を占めているなど）がある場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切であり、その場合、担当教員は当該区分の内容に対応した業績が必要である。

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」について

1. 幼稚園教諭免許状を基礎とする特別支援学校教諭免許状（知的障害、肢体不自由、病弱者領域）の申請に対する考え方

- (1) 実習校の部と基礎となる免許状の学校種が一致するとともに、実習校が教育を行う障害種と、認定を受けようとする特別支援教育領域が一致することが望ましい。このため、実習校の部が幼稚部で基礎となる免許状の学校種（幼稚園）と一致している場合においても、申請を行わな

	<p>い特別支援教育領域（視覚障害者又は聴覚障害者領域）の教育実習を前提とした教育課程の編成は認められない。</p> <p>(2) 知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対する教育を行う特別支援学校（幼稚部）は、全国的に極めて数が限られていることから、隣接する小学部（認定を受けようとする特別支援教育領域と一致する障害種の児童に対する教育を行う特別支援学校に限る）での教育実習を「可」とする。ただし、その場合においても、教育職員免許法施行規則に規定された実習に加えて、特別支援学校（幼稚部）（どの障害種でも可）において観察実習等の学修を必ず行う教育課程とする必要がある。</p>
--	---

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

令和4年7月27日

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議

目次

○ 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方	1
○ 特別支援教育に関する科目（1種免許状）	4
【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
・特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	5
・特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6
【第2欄】特別支援教育領域に関する科目	7
● 視覚障害者に関する教育の領域	8
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 聴覚障害者に関する教育の領域	11
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 知的障害者に関する教育の領域	14
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 肢体不自由者に関する教育の領域	17
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域	20
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	23
● 発達障害者に関する教育の領域	24
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
● 重複障害者に関する教育の領域	27
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	

「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

(1) 作成の背景

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告（以下、「有識者会議報告」という。）が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（以下「中教審答申」という。）が取りまとめられた。

これらの会議においては、特別支援教育を担う教師の専門性の向上について、

- ・特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実を図ることが重要であること
- ・特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要があること
- ・このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、自立活動、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付け、その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮すること
- ・加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること
- ・その際、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し取得する単位数を軽減して取得する場合も多いことから、新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意すること

等の提言がされたところである。

こうした提言を契機に、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）が開催され、同検討会議の下に、「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し検討を行うこととなった。

(2) 作成の目的

「教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会決定）」（以下「基礎免コアカリキュラム」という。）は、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。

各大学においては、基礎免コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させた上で、これに加え、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることが当然である。したがって、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（以下「本コアカリキュラム」という。）についても、地域や学校現場のニーズ、大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質の保証を目指すものである。

(3) 本コアカリキュラムの作成方針・留意点

有識者会議報告及び中教審答申の提言を踏まえ、教員養成段階で現状以上の単位の取得を求めることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現行の教育職員免許法施行規則第7条に規定する各欄の各科目や総単位数及び備考各号の事項並

びに検討会議が指揮する方向性を踏まえて作成した。

また、実際の作成に当たっては、次のことに留意した。

- ・先行する「基礎免コアカリキュラム」の構成等を参考にすること。
- ・基礎免コアカリキュラムの目標との系統に留意すること。
- ・教育職員免許法施行規則第7条に規定する各欄の各科目や総単位数及び備考各号の事項の間の関連に留意すること。
- ・有識者会議報告等の提言を踏まえ、特別支援学校学習指導要領等（平成29年4月公示・平成31年2月公示）及びその解説、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）等を根拠としながら、学生が共通的に理解すべき基礎的な範囲でミニマムエッセンシャルとなるよう検討すること。

本コアカリキュラムの構成は、先行する基礎免コアカリキュラムに倣い、教職課程の各欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すものとした。なお、これらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではない。さらに、学生が教育内容を修得する上で有効である等との理由から、大学の実際の授業において、授業科目に該当する欄とは別の欄の教育内容を、実際に実施する授業科目において関連付けて扱うことを制限するものでもない。

また、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習については、基礎免コアカリキュラムにおける「教育実習（学校体験活動）」の目標を参照することができることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断した。

ワーキンググループにおいては、第2欄及び第3欄に含まれる各障害領域の「心理、生理及び病理」並びに「教育課程及び指導法」の事項に関する目標を設定する際、次のことに留意した。

- ・基礎免コアカリキュラムに示す目標との重複は避け、資質能力の関連を踏まえながら、広がりや深まりの観点から検討すること。
- ・全体目標を教育内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」と「到達目標」については、横断的な視点で整理に努めること。
- ・基礎免コアカリキュラムに倣い、「到達目標」の目標水準は「理解すること」を基本とすること。なお、基本的な目標水準を踏まえた発展的な目標を設定する場合は、基礎免コアカリキュラムの目標水準の範囲とすること。
- ・「指導法」など大学によって想起する教育内容やその範囲が異なるような曖昧な用語の使用は控えること。なお、特別支援学校の教育において適用できるとされる指導法及びその裏付けとなっている理論は多様に想定されるため、特定の方法論の表記は避けるとともに、全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すという本コアカリキュラムの作成の目的を踏まえ、一般的で、統一感のある表現の工夫に努めること。
- ・「等」の使用については、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すものとするところから、できる限り達成してほしい目標を具体的に示すよう努めること。

教職課程で修得すべき資質能力については、学校を巡る状況の変化やそれに伴う制度改正（教育職員免許法施行規則、学習指導要領等）によって、今後も変化しうるものであるため、本コアカリキュラムについては、今後も必要に応じて改訂を行っていくことが有り得るものとする。

（４） 本コアカリキュラムの活用について

教職課程の質の保証や教師の資質能力の向上のためには、教師を養成する大学、教師を採用・研修する教育委員会や学校法人等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を進めていく必要がある。本コアカリキュラムを活用した教員養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修、又人事異動やキャリアパス等に関わる各関係者においては、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを活用することが求められる。

[大学関係者]

- ・ 各教員養成大学において教職課程を編成する際には、本コアカリキュラムの教育内容や該当欄に示している留意事項等を十分踏まえるとともに、教育委員会等が定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を参照し、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系的な教職課程になるように留意すること。
- ・ 教職課程の担当教師一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する本コアカリキュラムの「全体目標」、「一般目標」、「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位設定を行うこと。
- ・ 教職課程を履修する学生に対して、本コアカリキュラムや教育委員会が定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等の内容も踏まえ、早い段階から教師としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時まで修得すべき資質能力についての見通しをもたせたりして学べるように指導すること。

[採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者等）]

- ・ 教員養成を担う全国の大学で本コアカリキュラムの教育内容を反映させた教員養成が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教員採用選考や免許法認定講習の実施や「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の検討を行うこと。

[国（文部科学省）]

- ・ 大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムやその活用について理解されるよう広く周知を行うこと。
- ・ 本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

今後、本コアカリキュラムが各関係者において、広く、効果的に活用され、基礎免コアカリキュラムとの関連において、更なる教職課程の質保証につなげていくとともに、教師の資質能力、ひいては我が国の学校における特別支援教育の質の向上に寄与することを期待する。

第1欄

特別支援教育の基礎理論に関する科目

科目に含めることが必要な事項	一般目標数	到達目標数
特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3	6
特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	3	7

特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標：

特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある幼児、児童又は生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1) 特別支援教育の理念

一般目標：

特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する。

到達目標：

- 1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。
- 2) 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

(2) 特別支援教育の歴史

一般目標：

障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方及び特別支援学校の変遷を理解する。

到達目標：

- 1) 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。
- 2) 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史や障害者施策の視点から理解している。

(3) 特別支援教育の思想

一般目標：

特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

到達目標：

- 1) 障害のある幼児、児童又は生徒に関わる教育の思想を理解している。
- 2) 特別支援学校や学習に関わる教育の思想を理解している。

特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標： 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

(1-1) 特別支援教育に関する社会的事項

一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校を巡る近年の様々な状況の変化及び子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
2) 近年の特別支援教育政策の動向を理解している。

(1-2) 特別支援教育に関する制度的事項

一般目標： 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。
2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの基礎的な考え方を理解している。

(1-3) 特別支援教育に関する経営的事項

一般目標： 特別支援学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校の目的や教育目標を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた学級経営の基本的な考え方を理解している。
3) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

第2欄

特別支援教育領域に関する科目

科目	一般目標数	到達目標数
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
● 視覚障害者に関する教育の領域	1	3
● 聴覚障害者に関する教育の領域	1	3
● 知的障害者に関する教育の領域	1	3
● 肢体不自由者に関する教育の領域	1	3
● 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域	1	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
● 視覚障害者に関する教育の領域	3	10
● 聴覚障害者に関する教育の領域	3	9
● 知的障害者に関する教育の領域	3	11
● 肢体不自由者に関する教育の領域	3	9
● 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域	3	9

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- 視覚障害者に関する教育の領域 -

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 視覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（視覚障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（視覚障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（視覚障害）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 視覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要で確かな概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
- 2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通して空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
- 3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
- 4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やICT及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
- 5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成するとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- 聴覚障害者に関する教育の領域 -

全体目標： 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
- 3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 聴覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（聴覚障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（聴覚障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（聴覚障害）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 聴覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
- 2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な言語概念の形成を図り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
- 3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
- 4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- 知的障害者に関する教育の領域 -

全体目標：

知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標：

知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 知的発達の遅れ及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 知的障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（知的障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（知的障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校（知的障害）の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。
- 2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
- 5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 知的障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。
- 2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。
- 3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。
- 4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- 肢体不自由者に関する教育の領域 -

全体目標： 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 肢体不自由の起因疾患（脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患）となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 肢体不自由の起因疾患（脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患）となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 肢体不自由者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（肢体不自由）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（肢体不自由）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（肢体不自由）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 肢体不自由者に関する教育の領域 －

全体目標： 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要となる体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
- 2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
- 3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
- 4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 -

全体目標： 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

（１）病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気（身体疾患や精神疾患）や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気（身体疾患や精神疾患）や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（病弱）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（病弱）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（病弱）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 －

全体目標： 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
- 2) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
- 3) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
- 4) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

第3欄

免許状に定められることとなる特別支援教育 領域以外の領域に関する科目

科目	一般目標数	到達目標数
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 (発達障害者に関する教育の領域)	1	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 (発達障害者に関する教育の領域)	3	7
(重複障害者※1に関する教育の領域)	1	2

※1 教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の備考では、「複数の障害を併せ有する者」と規定されているが、本コアカリキュラム上では、「重複障害者」と表記。

※2 第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域」における「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育については、第2欄のコアカリキュラムを参照。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- 発達障害者に関する教育の領域 -

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 発達障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校のセンター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準として、発達障害の幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

(1) 特別の教育課程の編成の意義

一般目標： 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

到達目標： 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

(2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。
2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。
3) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 発達障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようにするため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
- 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、ICTや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
- 3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 重複障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
- 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの作成に係る検討に必要な専門的作業等協力者
(敬称略・五十音順)

※職名は令和4年7月現在

氏名	職名	障害種等
安藤 隆男	筑波大学名誉教授	主査
樋口 一宗	松本大学教育学部学校教育学科教授	副主査
青木 隆一	千葉県立千葉盲学校長	視覚障害
青柳 まゆみ	愛知教育大学准教授	
氏間 和仁	広島大学准教授	
小林 秀之	筑波大学准教授	
山岸 直人	東京都立文京盲学校長	
鹿嶋 浩	愛知県立岡崎聾学校長	聴覚障害
澤 隆史	東京学芸大学教授	
武居 渡	金沢大学教授	
立入 哉	愛媛大学教授	
村野 一臣	東京学芸大学教職大学院特命教授	
青山 新吾	ノートルダム清心女子大学准教授	知的障害
門脇 恵	宮城教育大学東北学校教育共創機構就労支援アドバイザー	
古我知 博樹	沖縄県教育庁県立学校教育課特別支援教育室長	
葉石 光一	埼玉大学教授	
橋本 創一	東京学芸大学教授	
一木 薫	福岡教育大学教授	肢体不自由
笠原 芳隆	上越教育大学教授	
長沼 俊夫	日本体育大学体育学部教授	
橋本 典子	高知大学教職大学院准教授	
廣瀬 雅次郎	長崎県教育庁特別支援教育課指導主事	
相川 利江子	千葉県立仁戸名特別支援学校長	病弱・ 身体虚弱
滝川 国芳	京都女子大学発達教育学部教授	
丹羽 登	関西学院大学教授	
萩庭 圭子	神奈川県立平塚盲学校長 (前神奈川県教育委員会教育局支援部特別支援教育課長)	
平賀 健太郎	大阪教育大学准教授	
岸野 美佳	福井県特別支援教育センター所長	発達障害
齊藤 真善	北海道教育大学札幌校准教授	
曾山 和彦	名城大学教授	
高橋 あつ子	早稲田大学教職大学院教授	
花熊 暁	愛媛大学名誉教授	

なお、文部科学省においては、次の視学官及び調査官が編集に当たった。

分藤 賢之	長崎県教育庁特別支援教育課長 (前初等中等教育局視学官)
菅野 和彦	初等中等教育局視学官(併)特別支援教育課特別支援教育調査官
森田 浩司	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
堀之内 恵司	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
加藤 宏昭	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
深草 瑞世	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官(命) インクルーシブ教育システム連絡調整担当
加藤 典子	初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム補足事項

枠内は補足説明

(第2欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

○ (全ての領域) 「家庭や関係機関との連携」の連携の目的についての補足

「家庭や関係機関との連携」の目的について

ここでは、科目名にあるとおり、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の側面から言語発達や認知の特性など障害の状態等を把握したり、理解したりするために必要な連携を指す。

○ (知的障害者に関する教育の領域) 「併存症・合併症」についての補足

「併存症・合併症」について

この「併存症・合併症」の取扱いについては、「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)で示している次の記載箇所を十分参照すること。特に、特別支援学校(知的障害)において、「自閉症」を併存する児童生徒が多く含まれていることに留意すること。

※参考「障害のある子供の教育支援の手引」

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

Ⅲ. 知的障害 1 (2) ①知的障害の状態等の把握

ア (ア) f 併存症と合併症

知的障害は、精神的、神経発達の、医学的及び身体疾患の併発がしばしばみられる。その主なものとして自閉症等を挙げることができる。運動障害を併存していることも少なくない。

また、中途から合併してくる合併症として、てんかんや精神疾患などが見られることがある。このため、併存症と合併症について把握しておく必要がある。

(第3欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

○ (発達障害者に関する教育の領域) 「二次的な障害」についての補足

「二次的な障害」について

二次的な障害については、発達障害の診断を受けた幼児、児童又は生徒が、ストレスの強い環境に反応して、例えば、抑うつ症状が見られる精神疾患を発症したり、状況に合わない心身の状態が持続しそれらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している情緒障害になったりすることを指す。

※ なお、二次的な障害を引き起こさないためには、学習環境の整備や適切な支援などを確実に講じる必要があることについても留意すること。

(第2欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法— 教育課程 —

○ (全ての領域) (2) の到達目標の「各教科等」についての補足

「各教科等」について

(幼稚部) 健康、人間関係、環境、言葉、表現、自立活動

(小学部) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

(中学部) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

(高等部) 各教科・科目、道徳科 (知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校) 総合的な探究の時間、特別活動、自立活動

※ ただし、到達目標1) の「教育の内容」の「選定」の仕方と、「授業時数」の「定め」について、自立活動の指導においては、個々の障害の状態等に応じて適切に設定される必要がある点に十分留意すること。

(第3欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法— 教育課程 —

○ (重複障害者に関する教育の領域) 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」についての補足

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について

特別支援学校学習指導要領総則 (小学部・中学部は第1章第8節、高等部は第1章第2節第8款) における「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」は、障害の状態等に応じた特別な教育課程の編成について規定するものであり、同学習指導要領解説 (総則編) で示す各規定の適用の判断に際しての考え方についての理解を促すよう留意すること。

**(第2欄) 及び (第3欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法
— 指導法 —**

○ (全ての領域) 「各教科等 (「自立活動」を除く。)」についての補足

「各教科等 (「自立活動」を除く。)」について

「—指導法—」のコアカリキュラムでは、(1) の到達目標 1) ~ 3) (視覚障害者に関する教育の領域では到達目標 1) ~ 4)、発達障害者に関する教育の領域では到達目標 1) ~ 2)) は「自立活動」を除いた各教科等の配慮事項の内容を理解することとなっていることから、「自立活動」を除くと明示したところである。

なお、(1) の到達目標 4) (視覚障害者に関する教育の領域では到達目標 5)、発達障害者に関する教育の領域では到達目標 3)) は、授業設計に関する目標となっており、「自立活動」も含めた授業設計について示していることに留意すること。

**(第2欄) 及び (第3欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法
— 指導法 —**

○ (全ての領域) 本コアカリキュラム (2ページ) に示すとおり、主な目標設定の根拠とした学習指導要領で用いている「情報機器」と異なるため、他に根拠とした資料を踏まえて「ICT」の用語についての補足

「ICT」について

ICTは Information and Communication Technology (情報通信技術) のことである。この点、「教育の情報化に関する手引」(令和2年6月追補版 文部科学省) では、情報通信技術の特長として、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にする、という点が挙げられ、また、その特長を生かして教育の質の向上を目指す「教育の情報化」の重要性を示している。

「ICT」の用語は、先行する「教職課程コアカリキュラム」で用いられており、本コアカリキュラムにおいてもそれに倣うものであるが、特別支援教育において、コンピュータ等の情報機器の活用により指導の効果を高める工夫をしたり、遠隔操作を可能にするなどの環境整備により学習できる機会の確保をしたりすることなどが求められていることは、特別支援学校学習指導要領に示すとおりである。加えて、前述の手引では、個々の身体機能や認知機能に応じて、きめ細かな技術的支援方策 (アシティブ・テクノロジー: Assistive Technology) を講じる必要性についても述べられているところであり、特別支援学校学習指導要領や同手引の趣旨に留意すること。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連 概観図（イメージ）

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける欄間の教授内容の関連

制度や基本的な考え方の理解

障害の状態等を踏まえた
具体的な授業の構想

学校現場における
授業の実践

第1欄

- 特別支援教育の基礎理論に関する科目

特別支援教育の理念並びに
教育に関する歴史及び思想

- (1) 特別支援教育の理念
- (2) 特別支援教育の歴史
- (3) 特別支援教育の思想

特別支援教育に関する社会的、
制度的又は経営的事項

- (1-1) 特別支援教育に関する社会的事項
- (1-2) 特別支援教育に関する制度的事項
- (1-3) 特別支援教育に関する経営的事項

第2欄

- 特別支援教育領域に関する科目
(視覚, 聴覚, 知的, 肢体, 病弱)

心身に障害のある幼児、児童又は生徒
の心理、生理及び病理

- (1) ○○障害のある幼児、児童又は生徒の心理、
生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

心身に障害のある幼児、児童又は生徒
の教育課程及び指導法 -教育課程-

- (1) 教育課程編成の意義
- (2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・
マネジメント

心身に障害のある幼児、児童又は生
徒の教育課程及び指導法 -指導法-

- (1) 各教科等の配慮事項と授業設計

第3欄

- 免許状に定められることとなる特別支援教育領
域以外の領域に関する科目
(第2欄の免許状に定める領域以外の領域, 発達, 重複)

第4欄

- 心身に障害のある幼
児、児童又は生徒に
ついての教育実習

教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会）の教授内容との関連

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（欄間で関連する事項についての取扱いの例）

※本資料は、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを踏まえ、各大学等においてシラバス等を作成する際の参考となるよう、欄間で関連する事項の取扱いをどのように考えればよいか、例示するものである。

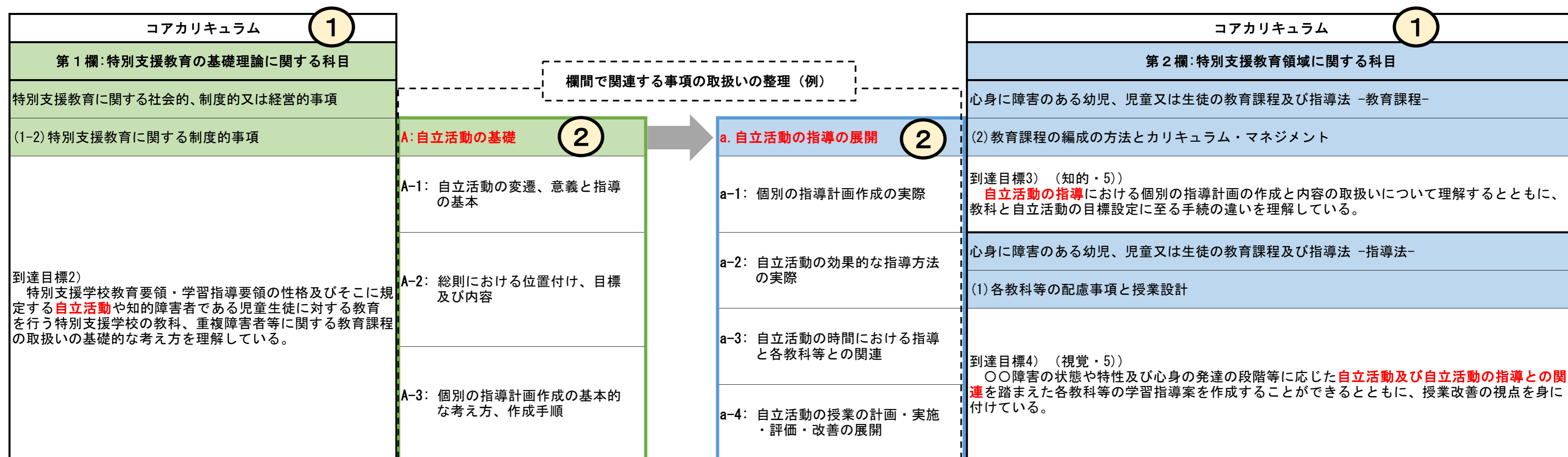
【本資料の活用の仕方】

- ① 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおいて欄間で関連する事項に着目する。
- ② 事項に対し、各欄で扱う範囲についてイメージする（下の例1、2では、「基礎」「展開／実際」と整理した）。
- ③ 上記の①と②の整理を踏まえ、シラバス等に反映させる。

<例1：欄間で関連する事項＝「自立活動」>

※参考

- ・「基礎」：全学生が共通で学ぶ内容であり、また、第2欄及び第3欄で取り扱う内容の根拠となる法制度の位置付けや基本的な考え方を理解する段階。
- ・「展開」：当該免許状教育領域取得を目指す学生が学ぶ内容であり、第1欄の学びを基礎とし、当該障害領域において具体的に構想したり、作成したりする段階。



<例2：欄間で関連する事項＝「重複障害者等に関する教育課程」>

※参考

- ・「基礎」：全学生が共通で学ぶ内容であり、また、第2欄及び第3欄で取り扱う内容の根拠となる法制度の位置付けや基本的な考え方を理解する段階。
- ・「実際」：全学生が共通で学ぶ内容であり、また、第1欄の学びを基礎とし、当該障害領域において具体的に構想したり、作成したりする段階。

